

田辺製薬契約研究員、^{みょうとうめい}苗 登明さんの過労死認定を求める請願書

平成21年(行コ)第21号 遺族補償給付等不支給決定処分取消請求控訴事件
大阪高等裁判所 第5民事部 ②-3係 御中

中国人の^{みょうとうめい}苗 登明さんは、中国の大学院を卒業し日本政府の国費留学生として、1992年奥さんと来日し農学博士を取得、1995年5月、田辺製薬の研究所に1年契約の年俸制契約研究者として入社しました。

同年10月から当時世界の最先端の研究で会社も開発で力をいれていた抗ガン剤開発のテロメラゼ酵素研究チームの一員になりました。

苗さんは、一方ではこの研究に関われることにやりがいを感じるとともに、他方で、契約社員という不安定な地位もあり、契約期間中に何かと成果を挙げないといけないという強いプレッシャーを感じながら、全力で実験や論文の勉強に打ち込みました。過密な実験と並行しての論文を読んだりノートをつけるなどする中で、京都の自宅への帰宅は日に日に遅くなり、最後の1週間は午後10時を過ぎることが多く疲労は極限に達していました。そして1995年12月20日朝、通常時間に起きることが出来ずに朝食も取らず自宅から京都駅に向かう途中倒れ、救急車搬送中に死亡が確認されました。死体検案書には「虚血性心不全の疑い」と記されています。

苗さんの妻、Yさんは1996年5月淀川労基署に労災申請しましたが業務外とされ、審査請求・再審査請求をしましたが、再審査請求も6年半放置された末、2005年2月に棄却されたことから、2005年8月、行政訴訟を起こしました。2009年1月19日、大阪地裁は研究業務の過重性、契約研究員(ポストドクター)の地位の不安定さを認めず、請求棄却の不当判決を下しました。

高等裁判所におかれましては、次の点にご配慮いただき、公正な審理と判決下さいますよう、強く要請いたします。

記

- ① 苗さんの属性(中国人であること)・地位(短期雇用の契約研究員という不安定さ)による業務上の負荷を正しく理解して下さい。
- ② 緊張度の高い過密な実験作業を繰り返しながら、四六時中研究開発の方法論について考え、悩むという研究業務の特殊性を正しく理解して下さい。
- ③ 研究員の労働時間についても、研究所外で「論文を読む」、「方法論について考えを巡らせる」といった時間も、研究員にとっては業務それ自体であり労働時間であることを認めてください。

名 前	住 所

田辺製薬契約研究員 ^{みょうとうめい}苗 登明さんの過労死裁判を支援する会

事務局：大阪過労死を考える家族の会 TEL：06-6636-9361 FAX：06-6636-9364

住所：〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1-2-7 あべのメディックス2階202 あべの総合法律事務所内